

# しんさか

発行 令和4年1月19日  
編集 新坂自治振興区  
TEL/FAX 08477-2-2252  
HP <http://shinsaka.server-shared.com>  
E-Mail [shinsaka@vesta.ocn.ne.jp](mailto:shinsaka@vesta.ocn.ne.jp)

令和3年12月末現在の新坂 世帯数 96 戸 人口 185 人 男性 88 人 女性 97 人

## 自治振興センター及び支部集会所の使用中止について

広島県全域へ「まん延防止等重点措置」が適用され、庄原市は、1月14日から1月31日まで振興センターなど市の公共施設の使用を中止としました。これに伴い、三坂南と新免支部の集会所においても、1月14日から1月31日まで使用を中止しています。各種教室やサロンなどご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

庄原市から次のお願いがされていますのでお知らせします。

**【期間】** 令和4年1月14日(金)～令和4年1月31日(月)

- ・外出を半減すること
- ・県境を越える移動は最大限自粛すること  
また、県内の移動は極力避けること
- ・体調が少しでも悪いときは、すぐに医療機関を受診すること  
また、大人数や普段会わない人と接触した方、およびオミクロン株が確認された地域との往来があった方は、積極的にPCR検査を受けること

あわせて、引き続き、「3つの密」の回避、マスクの着用、小まめな手洗い・咳エチケットや手指消毒等を徹底など、基本的な感染対策をお願いします。

本市においては、県の対処方針に準じて各種取り組みを行いますので、市民の皆さまも大切な人の健康と生活を守るため、引き続き、ご理解・ご協力をお願いします。

## とんど祭り及びパソコン教室の中止について

1月16日(日)に予定していたとんど祭りは残念ながら中止としました。楽しみにされていた皆さんには申し訳ありませんでしたがご理解ください。

また、11月から毎月2回実施していますパソコン教室においても、1月については中止しています。2月以降については、状況を見て実施するか否かを決めたいと思いますので、参加の皆さんにはご迷惑をおかけしますがご了承ください。

## 予約乗り合いタクシーについてのお知らせ

乗降ポイントの18 宇山別れと25 休暇村帝釈峡は同時に予約できませんでしたが、同時に予約できるようになりましたのでお知らせします。

12月は12日間の運行日のうち10日間の利用があり、30人(久代の人も含めた片道単位の人数)の乗車がありました。

試験運行は1月末で終了となります。登録されている方はぜひ利用していただき、感想をお聞かせください。



## 芸備線利用促進ののぼり旗を設置しました

庄原市が芸備線の利用促進ののぼりを作成し各振興区へ配布されました。

振興センターと各支部集会所へ設置しました。

みなさん、機会をつくってご利用してみたいはいかがでしょうか。



## 不法投棄監視用センサーカメラの設置について

東城地区公衆衛生推進会から、不法投棄対策として監視カメラが各自治振興区へ貸し出されました。各支部長等へ相談して、近屋谷ごみステーションへ設置することにしました。ご承知おきください。期間は1ヶ月から数ヶ月の予定です。その他で不法投棄されている場所に心当たりのある方は、自治振興センター（☎2-2252）までご連絡ください。

## 市民タクシーの利用状況のご報告



新坂地区では、エクシードタクシーさんと契約し、三坂上郷、三坂中郷、三坂下郷、郷原近屋谷、宇那田大木、新免の6つの地区に分かれて運行しています。各地区の世話人さんに事務をいただいています。

今年度4月から12月末までの利用状況をご報告します。1か月ごとの往復利用回数を表にしています。

※市民タクシーは自宅から乗れて便利です。お誘い合わせてみなさんぜひご利用ください。

※利用するには登録が必要です。振興センターへご連絡ください。

|     | 三坂上郷 | 三坂中郷 | 三坂下郷 | 郷原近屋谷 | 宇那田大木 | 新免  |
|-----|------|------|------|-------|-------|-----|
| 4月  | 0    | 0    | 1    | 0.5   | 1     | 3   |
| 5月  | 0    | 0    | 1    | 0     | 1     | 1   |
| 6月  | 1    | 0    | 1    | 0     | 1     | 1   |
| 7月  | 0    | 0    | 1    | 0     | 1     | 2   |
| 8月  | 0    | 0    | 1    | 0     | 2     | 2.5 |
| 9月  | 0    | 0    | 1    | 0     | 1     | 2   |
| 10月 | 0    | 0    | 1    | 0     | 1     | 1   |
| 11月 | 0    | 0    | 2    | 0     | 0     | 0   |
| 12月 | 0    | 0    | 1    | 0     | 2     | 0   |

## 市・県民税の申告時期が近づいてきました

申告相談期間は2月16日～3月15日です。新免三坂は初日の2月16日(水)です。申告が必要な人は期間内に忘れずに申告してください。詳しくは「広報しょうばら」1月号をご覧ください。また、農業所得申告に関しては次の書類が振興センターにありますのでご活用ください。

◆農業所得「収支計算の手引き」◆収支内訳書◆月別集計表